

アジア・太平洋研究センター主催，グローバル・ガバナンス学会共催講演会

日 時：2025 年 1 月 21 日（火）

場 所：南山大学 Q 棟 1 階 Q104 教室／オンライン

テーマ：The Contested Maritime Order in Asia and Australia's Threat Perception
（アジア海洋秩序の揺らぎとオーストラリアの脅威認識）

報告者：Rebecca Strating（ラトロープ大学国際関係学部教授）

コメンテーター：畠山 京子（新潟県立大学国際地域学部教授）

司 会：小尾 美千代（南山大学総合政策学部教授）



本講演会はグローバル・ガバナンス学会との共催により，アジアの海洋秩序およびオーストラリアの外交・防衛政策を専門とするラトロープ大学の Bec Strating 教授を講師として，また，インド太平洋地域の海洋安全保障を専門とする新潟県立大学教授であり同学会理事でもある畠山京子氏を討論者としてお招きし，「アジア海洋秩序の揺らぎとオーストラリアの脅威認識」をテーマに開催された。東シナ海や南シナ海などアジア地域における中国の行動は海洋秩序に深刻な影響を及ぼしている。日本を含むアジア諸国はこうした脅威を認識し法の支配を支持しているものの，必ずしも一致した対応を取っているわけではない。その背景には，各国の脅威認識の相違が存在するのではないか，との問題意識から本講演会は企画された。

Strating 教授はまず，オーストラリアの特徴として，インド洋，太平洋，南極海に面しており，世界第 3 位の排他的経済水域を有し，人口の大半が沿岸部に集中している海洋国家である点を指摘した。そのうえで，脅威認識を分析する視角として，軍事的・経済的能力，合理モデル，安全保障のジレンマ，安全保障化（securitisation），戦略的文化，心理学といった多様なアプローチを提示した。オーストラリアの脅威認識は，かつては「オーストラリアはアジアの一員なのか」といった自己定位をめぐる地理・歴史・文化的要素に強く規定されていた。反アジア感情や英国および米国との

結びつきは同国の脅威認識に長期的に大きな影響を及ぼしてきたが、冷戦終結後、問題関心は「アジアからの脅威」から「アジアにおける安全保障」へと移行した。さらに21世紀に入ると米中競争の激化や中国の海洋進出を背景に、2017～18年頃から「中国脅威論」が国内で台頭し、中国の影響力拡大が安全保障化されるようになった。

南シナ海、南太平洋、北方海域、西太平洋、インド洋、南極海という6つの海域におけるオーストラリアの脅威認識について、海洋安全保障と秩序は、貿易やサプライチェーンといった経済情勢、中国の影響力増大と強硬姿勢に対する懸念や国連海洋法条約違反、そして国内における中国の安全保障化言説と深く関連している。南シナ海について、オーストラリアは領有権を持たないものの、輸入燃料の大半が同海域を経由するため、航行の自由および国連海洋法条約に基づく海洋秩序の維持は核心的利益として位置づけられている。また、オーストラリアは歴史的に南太平洋を「勢力圏」とみなしてきたが、2016年以降、一帯一路構想などを通じて中国の存在感が拡大し、従来の「戦略的拒否 (strategic denial)」政策に新たな課題が生じている。さらに、「インド太平洋」概念の採用や Quad, AUKUS といったミニラテラル (少数国間) な枠組みの強化は、海洋秩序維持をめぐる米国との協調深化と、中国の海洋活動を脅威として位置づける国内言説の形成と密接に関連している。

以上を踏まえ、Strating 教授は、オーストラリアの海洋秩序観が国連海洋法条約を中心とする国際法秩序に強く依拠しており、安全保障政策がインド太平洋地域における海洋環境の変動、とりわけ中国の海洋活動によって大きく規定されている点を強調した。オーストラリアの脅威認識は海域ごとに異なる様相を示すものの、海洋国家としての構造的条件が政策選好を方向づけていることが示された。

こうした Strating 教授の講演に対し、畠山教授からは、オーストラリアと日本が海洋問題をめぐって法の支配やリベラルな価値観といった多くの利益や原則を共有しているのではないかと指摘がなされた。そのうえで、オーストラリア国内における「中国脅威論」は現在も政策に影響を与えているのか、また台湾や北朝鮮情勢に対してどの程度の懸念を抱いているのかという質問が提示された。参加者からも多くの質問が出され、大変有意義な講演会となった。

(文責：小尾 美千代)